

売却区分番号	3461-3		
見積価額	¥1,000,000	公売保証金	¥100,000
財産の表示	1 所在 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢上町 地番 158番15 地目 宅地 地積 20.07 平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	第1種低層住居専用地域 準防火地域 第1種高度地区 敷地面積最低限度 100 平方メートル 日影規制（3時間－2時間） 宅地造成工事規制区域 緑化地域 建ぺい率 50% 容積率 100%		
接道状況	南西側 幅員約2.9メートル舗装市道（建築基準法上の道路） 南東側 幅員約4.5メートル舗装私道（建築基準法上の道路） 各々ほぼ等高接面		
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	アスファルト敷き 第三者が駐車場の一部として使用 所有者の親族の申立てによると、賃料の定めはない。 貸借関係等の内容は不明		
特記事項	第三者の水道管の埋設あり 電柱及び道路反射鏡あり		
住居表示等	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢上町18番9号付近		
最寄駅等	横浜市営地下鉄 3号線（ブルーライン） 三ツ沢上町駅 徒歩約5分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

3 4 6 1 - 3

[illegible]

見取図



売却区分番号	3 4 6 1 - 3
--------	-------------



※車両、動産は公売財産に含まれません。